

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 51 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、昭和 51 年 11 月に結婚した後、さかのぼって納付したが、資格喪失期間として還付されていると言われた。しかし、その期間は結婚前であり、夫の被扶養者となっていないことから資格喪失する理由が無く、還付された記憶も無いので、申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している納付書・領収証書から、申立人が昭和 51 年 11 月 22 日に、申立期間を含む 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人は、昭和 50 年 6 月 20 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、51 年 4 月 1 日に再取得（任意加入）していることから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の保険料について同年 11 月 30 日に還付決定されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間は申立人が結婚（昭和 51 年 11 月）する前であり、他の公的年金に加入していた事実も無いことから、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、50 年 6 月 20 日付けで資格喪失させる合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 11 月*日付けで夫の被扶養者となっていることから（夫の健康保険被保険者原票により申立人は同日付けで被扶養者になっていることが確認できる。）、本来、強制加入期間中である同年 4 月 1

日で任意加入する理由も見当たらず、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年12月から8年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から同年11月までを34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から9年12月31日まで
社会保険庁の記録と私が持っている給与明細書に記載された記録とを比べてみると、その標準報酬月額について、かなり相違しているもので、正しいものに直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年12月から8年9月までは30万円、同年10月から9年9月までは32万円、同年10月から同年11月までは34万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険事務所のオンライン記録によると、A社は、平成9年12月31日に適用事業所でなくなっているところ、その直前の同年12月24日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゅう}して引き下げられており、8年10月及び9年10月の2度にわたる定時決定が取り消されている上、申立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の一部について給与明細書を提出しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、事業主の連絡先が不明であり、当時の事情を聴取することはできないものの、当時の取締役及び複数の元従業員から、当該遡及^{そきゅう}訂正処理が行われた平成9年ごろには、会社の経営状況が相当に悪化しており、厚生年金保険料

も滞納していた旨の証言が得られている。

これらを総合的に判断すると、平成9年12月24日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成7年12月から8年9月までの期間は30万円、同年10月から9年9月までの期間は32万円、同年10月から同年11月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、平成11年6月から同年9月までの標準報酬月額を47万円、同年10月から12年9月までの標準報酬月額を28万円、同年10月から13年3月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年1月を24万円、同年2月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月1日から13年4月1日まで
② 平成13年4月1日から14年1月1日まで
③ 平成14年1月1日から同年3月31日まで
④ 平成14年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録と給与明細書とを比べてみると標準報酬月額が当時の給与金額や控除金額と合わない。また、平成14年3月の給与からも厚生年金保険料が控除されているので、正しいものに直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人

のA社における標準報酬月額は、当初、平成11年6月から同年9月までは47万円、同年10月から12年9月は28万円、同年10月から13年3月までは32万円と記録されていたところ、平成13年3月29日付けで遡^{そきゅう}及して引き下げられており、それぞれ15万円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の一部について給与明細書を提出しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、複数の元同僚についても、申立人と同様に、平成13年3月29日付けで、遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、当時、当該事業所は経営不振に陥っており、厚生年金保険料を滞納していた旨の証言をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年3月29日付で行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実即したものと考^そえ難く、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があつたとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成11年6月から同年9月までは47万円、同年10月から12年9月までは28万円、同年10月から13年3月までは32万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成14年1月については24万円、同年2月については30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったと

は認められない。

- 3 申立期間④について、雇用保険の記録、申立人が提出した給与明細書及び同僚の証言から、申立人は、A社に平成14年3月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は平成14年3月31日に社会保険の適用事業所でなくなっているが、事業主は、「事業を継続している状況であったが、保険料の納付が困難になったため、社会保険の適用事業所でなくなる手続きを行った。」と証言している上、元従業員は、「平成14年3月以降も従業員は全員勤務しており、当該事業所は継続して営業を続けていた。」と証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年3月分の給与明細書における厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間②について、平成13年4月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と一致していることから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成7年11月の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間④に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、平成11年6月から同年9月までの標準報酬月額を44万円、同年10月から12年9月までの標準報酬月額を24万円、同年10月から13年3月までの標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年11月1日まで
② 平成7年11月1日から同年12月1日まで
③ 平成7年12月1日から11年6月1日まで
④ 平成11年6月1日から13年4月1日まで
⑤ 平成13年4月1日から14年3月1日まで

社会保険庁の記録と給与明細書を比べてみると、標準報酬月額が当時の給与金額や控除金額と合わないもので、正しいものに直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料控

除額及び報酬額から、申立人の標準報酬月額を、平成7年11月について44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成11年6月から同年9月までは44万円、同年10月から12年9月までは24万円、同年10月から13年3月までは32万円と記録されていたところ、13年3月29日付けで遡^{そきゅう}及して引き下げられており、それぞれ15万円に記録訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間の一部について給与明細書を提出しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除がなされていることが確認できる。

また、複数の元同僚についても、申立人と同様に、平成13年3月29日付けで、遡^{そきゅう}及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の滞納処分票の記載から、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、A社の事業主は、当時、厚生年金保険料を滞納していたことを認めており、複数の同僚も、当時、当該事業所は経営不振に陥っており、厚生年金保険料を滞納していた旨の証言をしている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成13年3月29日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は、事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、平成11年6月から同年9月までは44万円、同年10月から12年9月までは24万円、同年10月から13年3月までは32万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間①、③及び⑤については、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額が、申立人が提出した給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を超えている又は一致しており、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月1日から同年6月16日までの標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年3月1日から同年6月16日まで
社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。自分にはまったく心当たりが無いので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、当初、平成6年3月から同年5月までは44万円と記録されていたが、申立人が同年6月16日に資格喪失した後の同年9月6日付けで、申立人の標準報酬月額が、30万円にさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、平成6年8月26日に32名、同年9月6日に申立人を含む26名の標準報酬月額の記録が、申立人と同様、同年3月までさかのぼって引き下げられていることが確認でき、これら元同僚のうち1名が提出した給与明細書に記載された報酬額及び保険料控除額から、当該遡及訂正処理が事実と異なる処理であったことが認められる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、元事業主は既に死去しているが、事業主の息子である元役員は、当時、A社が社会保険料を滞納していたことを認めている。

加えて、申立人は、当該事業所の役員でなかったことが法人登記簿から確認できる上、申立期間について雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年10月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が当時の給料に比べて大幅に低い金額となっている。申立期間当時、給料が下がったということは無かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円と記録されていたところ、7年3月30日付けで、5年4月1日にさかのぼって19万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成7年3月30日付けで、申立人のほかに従業員14人の標準報酬月額についても、さかのぼって訂正処理を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所において、社会保険事務^{そきゆう}について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

加えて、当該事実については、当該事業所の代表者及び役員と連絡が取れないため詳細を確認することはできないが、複数の同僚から「申立期間当時、会社の経営状況は悪く、給料の遅配も続いていた。」との証言を得ている上、当該同僚の遡及訂正^{そきゆう}処理に係る給料明細書からも、訂正前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月30日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について5年4月1日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的は無いことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている平成5年4月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届出たとおり、平成5年4月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から同年3月21日まで

私は、昭和32年7月にA社に入社してから61年8月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の加入期間となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した在籍証明書及び事業所の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年2月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格取得日の届出誤りを認めており、また、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により申立人に係る資格取得日が昭和40年3月21日となっていることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において、昭和47年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月4日から47年8月1日まで

私は、昭和43年5月1日にA社に入社し、47年7月31日に退職したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。資格喪失証明書や生活費出納帳を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社が発行した資格喪失証明書、事業所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険組合の申立人に係る加入記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業所の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日は昭和47年8月1日であり、社会保険事務所の同年8月29日の受付印が確認できる。

一方、社会保険事務所の保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は昭和46年11月4日となっているにもかかわらず、47年3月11日に申立人の氏名変更（47年2月の婚姻による姓の変更）が行われていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について昭和46年11月4日に資格を喪失した旨の処理

を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は47年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで
20歳になった時、母親が役場で国民年金の加入手続をしてくれた。また、保険料についても、母親が兄と私の分を納付していたので、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとするその母親から聴取しても、「長男の分を納付して次男の分を納付しないとは考えられない。」と主張するのみで、当時の記憶は曖昧と見受けられ、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和52年4月からA組合に加入しており、現在使用している基礎年金番号はA組合から払い出された番号であるが、社会保険庁のオンライン記録を調査しても、申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらず、申立人が当時居住していた市にも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しない。

さらに、申立人は、「年金手帳を所持していたことがあるが、紛失した。」と主張しているが、手帳の色等は記憶しておらず、この証言のみをもって申立期間の保険料を納付していたことを推認するのは困難である。

加えて、申立期間において、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで
昭和50年10月に結婚し、同年12月ごろに市役所から国民年金保険料が5年間未納なので納めるよう納付書が届いたため、近くの郵便局で一括して納めた。納めた期間内に6か月の未納期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は昭和50年12月に、45年2月から48年3月までの国民年金保険料を特例納付し、同年10月から50年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できる。

しかしながら、申立期間である昭和48年4月から同年9月までの期間については、特例納付の対象期間になっておらず、また、50年12月の時点では、時効により過年度納付することもできない期間である。

したがって、申立人は、その主張するとおり、昭和50年12月に過去の未納保険料を一括して納付したものの、申立期間については、制度上、納付できない期間であったことから、未納となった状況が推察される。

このほか、申立期間の保険料を納付したことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年6月まで
昭和38年5月に結婚し、義母が国民年金の加入手続をしてくれた。その後、保険料は納税組合に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人から聴取しても、具体的な納税組合名及び納付金額等を記憶していないなど、当時の記憶は不明瞭^{りょう}である。

また、申立期間当時同居していた元夫も、当該期間について未納となっている。

さらに、申立人は、昭和39年に国民年金に加入してから、申立期間まで他市町村に転居した事実が無いことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年6月まで
20歳になったときに母が国民年金の加入手続を行い、保険料については、納税組合を通じて母の分と一緒に納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は既に死去しており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年6月に払い出されており、この時点で申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、申立人から聴取しても、現在所持しているもの以外の国民年金手帳に係る記憶は無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 652 (事案 140 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月まで
申立期間当時は A 市に居住しており、国民年金保険料は市から送られてきた納付書で妻が夫婦二人分をまとめて銀行で納付していたので、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は昭和 62 年 6 月に都内に転居した後、63 年 12 月に納付が可能であった 61 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが社会保険庁の記録で確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納付していたので、第三者委員会の決定には納得がいかない。」と主張しているが、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料等は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 653 (事案 141 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 9 月まで
申立期間当時は A 市に居住しており、国民年金保険料は市から送られてきた納付書で夫婦二人分をまとめて銀行で納付していたので、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は昭和 62 年 6 月に都内に転居した後、63 年 12 月に納付が可能であった 61 年 10 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが社会保険庁の記録で確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、間違いなく納付していたので、第三者委員会の決定には納得がいかない。」と主張しているが、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料等は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで
会社を退職後、自宅に未納通知が送付され、さかのぼって納付したので申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、市役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は51年7月20日に加入手続きを行い、直後の同年7月29日に、その時点で納付可能であった49年4月から6月までの保険料を過年度納付し、その後、同年7月から51年3月までの保険料も順次過年度納付していることが確認できる。

したがって、申立人の主張するとおり、加入直後にさかのぼって国民年金保険料を納付したことは事実であるものの、その時期については記憶違いであり、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと推察される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月に払い出されていることが管轄社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立人と同じページに記載されている25名は、生年月日順に記号番号が払い出されていることから、申立人は、51年当時に、市による20歳適用漏れ者対策により国民年金の加入勧奨を受け、加入手続きを行ったものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

昭和44年に就職したが、会社が社会保険に加入していなかったため、姉に勧められ、保険料が安かったこともあって国民年金に加入した。保険料については、会社の近くの郵便局または銀行で納付していた。また、51年ごろに1、2年分まとめて郵便局で納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年に就職した際、会社が社会保険に加入していなかったために国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年5月に払い出されており、この時点で申立期間の約半分は時効により納付できない期間であるとともに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出整理簿を調査しても、申立人に対し別の記号番号が払い出されていた事実は確認できない。

また、申立人は、保険料の納付方法について、区役所で国民年金手帳の払出しを受けた時に、その場で3か月分の保険料を納付した後は、郵便局又は銀行で納付していたと主張しているが、昭和44年当時の納付方法は印紙検認方式（印紙を購入して保険料を納め、当該印紙を国民年金手帳に貼付し、区役所で検認印を押す方式）であり、郵便局又は銀行で納付することはできなかったことから、加入手続を行った時期について、現在使用している記号番号が払い出された49年と混同している可能性が考えられる。

さらに、申立人は、昭和51年4月から52年9月まで18か月分の保険料を、53年7月24日に納付していることが確認でき、この時点で納付可能な期間を最大限さかのぼって納付していることから、これ以前の期間については時

効により納付できなかつたと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 61 年 9 月 25 日まで

申立期間については、A事業所に勤務していたが、標準報酬月額が3万円から6万円程度になっているのはおかしい。給与が20万円は支給されていたはずである。同時期に勤務していたB事業所、C事業所の分を加算した上で、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の商業登記簿謄本によると、申立人が理事に就任した日は昭和53年7月20日、辞任した日は54年6月11日と記載されていることから、申立期間のすべてにおいて同事業所の理事であったとする申立人の主張は不自然である上、同法人の事業主は「申立人は非常勤のような形で勤務しており、来たり来なかつたりで、申立人が主張する20万円というまとまった金額の給料は出していなかった。」と証言している。

また、申立人は、「昼間はA事業所に勤め、夜間は別の会社に勤務していた」と主張するが、同時期に厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できるB事業所（昭和56年12月1日から60年3月26日まで）、C事業所（昭和60年4月2日から平成元年2月16日まで）の元同僚によると、「申立人は正社員であり、正社員の勤務は昼夜交代制だったので、夜間だけ勤務していたとは考えられない。」と証言していることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人に係るB事業所及び社C事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

加えて、申立人の標準報酬月額記録は、さかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで
A社に昭和 17 年 1 月に就職した。入隊 (18 年 12 月) するまでの間、厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、事務担当者から、厚生年金保険制度ができたので給料から保険料を天引きする旨の説明があった記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 17 年 1 月にA社B部に入社し、現場指導を行っていたとしているところ、社会保険事務所の管理する労働者年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は 19 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人と同時期に入社し、現場監督業務を行っていた元同僚及び直属の上司のB部長の、厚生年金保険被保険者の資格取得日も申立人と同じく、昭和 19 年 10 月 1 日となっていることが確認できることから、申立人及びこれら職員は、申立期間当時、労働者年金保険法の被保険者とされていた現業部門の男子労働者としての取扱いではなく、法律改正によって被保険者の対象が現業部門以外 (事務) の男子労働者、女子労働者に拡大された同年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者として加入手続が行われたものと推認される。

さらに、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の同僚も既に死亡しているほか、行方が分からず連絡を取ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から7年7月1日まで

社会保険事務所に年金相談に行ったところ、A社に勤務していた期間の一部について、本来よりも高額な厚生年金保険料が控除されているとの説明を受けた。申立期間の給与明細書等を提出するので、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部について給与明細書を提出しているが、これら給与明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

また、給与明細書が無い期間についても、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額通知書の社会保険料等の金額欄に記載された額から算出した厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録は、^{そきゅう}遡及して訂正が行われているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から27年6月30日まで
申立期間については、A市にあったB事業所に正社員として勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の商業登記簿謄本の調査を行ったが、当該事業所の存在を確認することはできず、社会保険の適用事業所であった事実も確認できない。

また、申立人は、申立期間における保険料控除の有無、健康保険証の所持等に係る記憶が不明瞭^{りょう}である上、当時の事業主及び同僚についても覚えていない。

さらに、申立人は、B事業所の正社員であり、勤務先は取引先であったC事業所であったとしているところ、当該事業所の存在を確認することはできなかった。

加えて、申立人が唯一名前を挙げた当時の役員は、既に死亡しており当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。